

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年9月8日（平成28年（行情）諮問第567号）

答申日：平成28年12月21日（平成28年度（行情）答申第625号）

事件名：特定県に関する文書に「要約による不正確な情報」等が含まれていたことが判明した経緯等が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「行政文書開示決定通知書（平成28年4月14日付「総税企 第40号」）において、福井県と青森県に関する文書に「要約による不正確な情報」「誤解に基づく記載」が含まれていたことが判明した経緯や調査結果、職員からの聞き取り、両県とのやり取り等がわかる文書、メモ書き、電子メールなどの記録一式」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、開示決定（「行政文書開示決定通知書」（平成28年4月14日付け総税企第40号））の決裁文書を対象として改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月14日付け総税企第40号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、全部開示することを求める。

2 審査請求の理由

一部を黒塗り（＝非公開）とした判断を改め、文書を全部開示すべきである。

審査請求人が開示を求めたのは、「行政文書開示決定通知書（平成28年4月14日付「総税企 第40号」）において、福井県と青森県に関する文書に「要約による不正確な情報」「誤解に基づく記載」が含まれていたことが判明した経緯や調査結果、職員からの聞き取り、両県とのやり取り等がわかる文書、メモ書き、電子メールなどの記録一式」である。しかし、総務省は不当な理由で一部を非公開とした。

まず問題なのは、総務省と福井県、青森県のやり取りが不透明な点である。開示された行政文書によると、総務省自治税務局企画課の職員Aは福

井県税務課の職員Bに、平成28年2月10日付けで「【総務省】行政文書の開示請求に関する意見について（照会）」というタイトルの電子メールを送った。行政文書の開示について両県の意見を求めた内容であり、返事の締切りが平成28年2月19日となっていた。

しかるに、総務省が審査請求人に対して開示した文書によると、福井県の示した時期は「平成28年4月」となっており、青森県の意見は「平成28年4月5日」となっていた。つまり、総務省側は返答期限を2月19日として、福井県と青森県に電子メールを送ったが、その後の経過が不明なまま、4月に両県から提出された意見のみが、審査請求人に開示された。

社会人の一般常識から考えれば、総務省の設定した期限（2月19日）までに、両県から電子メールが届いていたと想定される。総務省はなぜ、本件処分でこの電子メールを開示しないのか。また、総務省側のメール差出人の総務省職員Aによると、総務省と両県の間で、何度か電話でやり取りをしたが、記録は残していないとのことである。これでは、途中の経過が全くわからない。手書きのメモ書き等が残っていれば、開示すべきである。

また、両県の意見と、この意見を踏まえて総務省が開示した行政文書を見比べると、総務省が両県による訳のわからない言い分を丸飲みして、文書の非開示部分を決定したことがうかがえる。だが、例えば福井県は「担当者レベルのやりとりも含まれており、事業者内部のどのレベルの意見であるか、また、事業者としての考えであるかどうかは不明である。あくまで担当者としてのやり取りの可能性もある事項が公になると、当該内容がその時点で事業者自体の考えと受け取られかねない」と主張している。福井県は単に「はっきりよくわからないんだけど、まだその時点では担当者レベルでの意思疎通だったかもしれないんだよね」といった趣旨で、臆測を述べたに過ぎない。総務省が福井県の臆測を鵜呑みにして、該当部分を非公開とした判断は異常というほかない。青森県に関しても、同様である。

また、総務省の行政文書では、福井県に対して意見書を提出した専門家の氏名も非開示とされたが、この判断もおかしい。「別紙1」（略）は請求人による情報公開請求に対し、福井県が開示した「核燃料税更新にあたり、意見を聞いた専門家に対する対価、報酬の支払いを示す文書一式」の一部である。この文書によると、福井県は1人あたり2万5,000円の対価を支払い、延べ5人の専門家から意見を聞いたことになっている。つまり、福井県は専門的な情報を入手して、その見返りに対価を支払った契約行為に相当する。このようなケースの場合、該当人物の氏名は保護すべき個人情報にはあたらないと解するのが、行政の世界ではごく一般的であ

る。

このほか、総務省職員Aと福井県職員Bの電子メールのメールアドレスも公開すべきである。本来、公務員が業務で電子メールを送る場合、個人ではなく所属部署のメールアドレスを使用すべきである。明らかに業務に関する電子メールにも関わらず、両氏が個人のメールアドレスを使ったということは、両氏がメールアドレスを開示しても構わないと思っていることの証左ではないか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法4条1項の規定に基づいて行った平成28年4月20日付けの行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁が法9条1項の規定に基づいて行った同年5月23日付けの原処分を不服として、同年6月12日付けをもって行われたものである。

(2) 本件審査請求の対象となる行政文書

ア 本件開示請求の内容

平成28年4月20日付けの本件開示請求の内容は、以下のとおり。
行政文書開示決定通知書（平成28年4月14日付「総税企 第40号」）において、福井県と青森県に関する文書に「要約による不正確な情報」「誤解に基づく記載」が含まれていたことが判明した経緯や調査結果、職員からの聞き取り、両県とのやり取り等がわかる文書、メモ書き、電子メールなどの記録一式

イ 原処分について

処分庁では本件開示請求に係る文書中に、法5条1号（福井県に意見書を提出した者の氏名）、2号イ（青森県の施設ごとの税込に関する部分）、5号（福井県と事業者との連絡調整に関する部分及び青森県核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分）及び6号柱書き（総務省担当職員及び福井県担当職員のメールアドレス）に該当する部分があると認められたため、当該部分を不開示とする原処分を行い、平成28年5月23日付け総税企第52号をもって審査請求人に通知したところである。

(3) 審査請求について

審査請求人は、平成28年6月12日付け（同年6月14日受理）で、原処分に対し、下記の理由により、処分を取り消し、行政文書の全部開示を求める審査請求を行った。

（審査請求理由）

ア 総務省担当職員及び福井県担当職員のメールアドレス

総務省職員 A と福井県職員 B の電子メールのメールアドレスも公開すべきである。本来、公務員が業務で電子メールを送る場合、個人ではなく所属部署のメールアドレスを使用すべきである。明らかに業務に関する電子メールにも関わらず、両氏が個人のメールアドレスを使ったということは、両氏がメールアドレスを開示しても構わないと思っていることの証左ではないか。

イ 県と事業者との連絡調整に関する部分、核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分及び施設ごとの税込に関する部分

両県の意見と、この意見を踏まえて総務省が開示した行政文書を見比べると、総務省が両県による訳のわからない言い分を丸飲みして、文書の非開示部分を決定したことがうかがえる。だが、例えば福井県は「担当者レベルのやりとりも含まれており、事業者内部のどのレベルの意見であるか、また、事業者としての考えであるかどうかは不明である。あくまで担当者としてのやり取りの可能性もある事項が公になると、当該内容がその時点で事業者自体の考えと受け取られかねない」と主張している。福井県は単に「はっきりよくわからないんだけど、まだその時点では担当者レベルでの意思疎通だったかもしれないんだよね」といった趣旨で、臆測を述べたに過ぎない。総務省が福井県の臆測を鵜呑みにして、該当部分を非公開とした判断は異常というほかない。青森県に関しても、同様である。

ウ 意見書を提出した者の氏名

総務省の行政文書では、福井県に対して意見書を提出した専門家の氏名も非開示とされたが、この判断もおかしい。「別紙 1」（略）は請求人による情報公開請求に対し、福井県が開示した「核燃料税更新にあたり、意見を聞いた専門家に対する対価、報酬の支払いを示す文書一式」の一部である。この文書によると、福井県は 1 人あたり 2 万 5, 000 円の対価を支払い、延べ 5 人の専門家から意見を聞いたことになっている。つまり、福井県は専門的な情報を入手して、その見返りに対価を支払った契約行為に相当する。このようなケースの場合、該当人物の氏名は保護すべき個人情報にはあたらないと解するのが、行政の世界ではごく一般的である。

エ 総務省と福井県及び青森県とのやり取りについて

問題なのは、総務省と福井県、青森県のやり取りが不透明な点である。開示された行政文書によると、総務省自治税務局企画課の職員 A は福井県税務課の職員 B に、平成 28 年 2 月 10 日付で「【総務省】行政文書の開示請求に関する意見について（照会）」というタイトルの電子メールを送った。行政文書の開示について両県の意見を求めた内容であり、返事の締切りは平成 28 年 2 月 19 日となっ

ていた。

しかるに、総務省が請求人に対して開示した文書によると、福井県の示した時期は「平成28年4月」となっており、青森県の意見は「平成28年4月5日」となっていた。つまり、総務省側は返答期限を2月19日として、福井県と青森県に電子メールを送ったが、その後の経過が不明なまま、4月に両県から提出された意見のみが、請求人に開示された。

社会人の一般常識から考えれば、総務省の設定した期限（2月19日）までに、両県から電子メールが届いていたと想定される。総務省はなぜ、本件処分でこの電子メールを開示しないのか。また、総務省側のメール差出人の総務省職員Aによると、総務省と両県の間で、何度か電話でやり取りをしたが、記録は残していないとのことである。これでは、途中の経過が全くわからない。手書きのメモ書き等が残っていれば、開示すべきである。

(4) 諮問庁の意見

以下のような理由から原処分を維持することが妥当である。

ア 総務省担当職員及び福井県担当職員のメールアドレス

本件において対象となった行政文書は、平成28年2月10日に総務省職員Aが福井県職員Bに対して送付した電子メールを紙媒体で保存したものであり、原処分における不開示箇所は、総務省職員A及び福井県職員Bが、総務省又は福井県からそれぞれ公務上割り当てられているメールアドレスである。

当該メールアドレスは、国の機関又は地方公共団体が行う事務に関する情報であり、一般的に公にされておらず、これらが開示された場合、いたずらや偽計等に使用されることにより、外部との連絡に支障を来すなど、当該職員が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められると判断したものである。

イ 県と事業者との連絡調整に関する部分

本件において対象となった行政文書は、平成23年6月2日に総務省と福井県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、原処分における不開示箇所は、「(福井)県と事業者との連絡調整に関する部分」について福井県担当者が述べた箇所である。

原処分は、福井県及び当時の総務省担当者の意見を踏まえて行ったものであるが、福井県からは、当該不開示箇所について「事業者内部のどのレベルの意見であるか、また、事業者としての考えであるかどうかは不明」であり、「あくまで担当者としてのやりとりの可能性もある事項」が「事業者自体の考えと受け取られかねない」と

いう意味で「不正確な情報」であるとの指摘があり、このことを当時の総務省担当者も否定することはできないとのことであった。また、打合せ当時の福井県と事業者との連絡調整の状況について記載した資料もない。

これらを踏まえると、同月2日の打合せ時点において、当時の総務省担当者が事業者の意思について正確な情報を把握していたか否かは不明であり、状況を正確に表していない可能性がある当該不開示箇所については、記録者による要約が不正確である可能性が否定できない。

また、5年ごとに福井県と事業者との間で同種の連絡調整を行った上で、核燃料税を更新していることを踏まえると、5年前の打合せ概要といえども、当該不開示箇所を開示することにより、同種の検討を行っている福井県における現在の審議に不当な影響を与えるおそれがあり、かつ、事業者が正常な環境の下で福井県と意見調整を行うことができなくなるなど事業者に不当な不利益を与えるおそれがあると認められると判断したものである。

ウ 福井県に意見書を提出した者の氏名

本件において対象となった行政文書は、平成23年6月2日に総務省と福井県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、原処分における不開示箇所は、「（福井県に対し）意見書を提出した者の氏名」に係る箇所である。

当該不開示箇所については、個人の氏名が記載された箇所であり、特定の個人を識別することができるものである上、法5条1号イからハまでに該当するとも認められないことから、原処分において、不開示と判断したものである。

なお、本件行政文書は、上記のような打合せ概要であり、総務省担当者が作成した打合せ概要に記載された、福井県に意見書を提出した者の氏名を不開示と判断したことについて、福井県が、当該提出者に謝礼等を支払っていたか否か、意見を基に政策決定をしたか否かは、福井県においては考慮すべき事項であったとしても、総務省は、謝礼等の支払や政策決定の当事者ではないため、考慮すべき事項ではないと考える。

エ 核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分

本件において対象となった行政文書は、平成23年11月7日に総務省と青森県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、原処分における不開示箇所は、「核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分」について青森県担当者が述べた箇所である。

原処分は、青森県及び当時の総務省担当者の意見を踏まえて行ったものであり、青森県によると、当該不開示箇所について「青森県では未稼働施設を課税対象としておらず、当該施設に係る課税の取扱は今後の検討課題としている。当時の打合せにおいても、あくまで検討の可能性を伝えていると思われるが、正確なニュアンスで書き込まれていない」とされ、このことを当時の総務省担当者も否定することはできないとのことであった。

これらを踏まえると、平成28年現在においても、青森県として、未稼働施設の取扱いが決まっていないものを、平成23年当時に、青森県担当者が当該施設に対する課税の有無の見込みについて言及していたとは考えにくく、当時の総務省担当者が誤解に基づいて打合せ概要を作成したおそれが強いと判断したものである。

総務省においては、青森県との間で核燃料物質等取扱税の更新に合わせて定期的に打合せを行っており、誤解に基づく記載を行ったおそれが強い箇所を訂正されないまま開示した場合には、今後、青森県との間で率直な意見交換を行うことができなくなるおそれがあると判断したものである。

オ 施設ごとの税収に関する部分

本件において対象となった行政文書は、平成23年11月7日に総務省と青森県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、原処分における不開示箇所は、「施設ごとの税収に関する部分」について青森県担当者が述べた箇所である。

原処分は、青森県に確認を行った上で判断したものであり、青森県によると、「施設ごとの税収は外部に公表していない」とのことであった。

このことから、公表されていない税務情報は、法的保護に値するものであり、開示してしまうと、納税義務者の納税額が特定され、法人等の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあるとして、原処分において、不開示と判断したものである。

審査請求人によると、「使用済み核燃料の量などはすでに公開されているため、簡単に税額を計算できる」とされているが、青森県の核燃料物質等取扱税における使用済燃料の貯蔵に係る課税標準は、「使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」であり、かつ、平成18年9月27日以前の貯蔵については適用されないことから、公表されている使用済燃料の貯蔵量とは一致せず、正確に税額を計算することは困難であると考えられる。

また、審査請求人によると、平成23年11月30日の青森県議会定例会において、青森県総務部長が施設ごとの税収見込額等を明ら

かにしているとされている。確かに、当該定例会において、施設ごとの税込見込額として「再処理施設が約二百四十億六千万円」と当該部長が答弁していることが確認できる。しかしながら、再処理施設における課税客体は使用済燃料の「受入れ」と「貯蔵」の2種類であり、その区別については答弁されておらず、本件行政文書について不開示としているのは、施設ごとの税込のうち、再処理施設における使用済燃料の「貯蔵」に係る税込であることから、当該不開示箇所が公表済みの情報とは言えない。

カ 総務省と福井県及び青森県とのやり取りについて

本件において開示対象となった行政文書は、総務省と福井県及び青森県とのやり取りに関する文書であり、原処分においては、総務省から福井県に対して送付した電子メールを紙媒体で保存したもの並びに福井県及び青森県から提出された意見書の開示を行ったものである。

原処分に際しては、関係道県の意見を参考とするために関係道県に対して電子メールを用いて意見照会を行ったが、電子メールの文面は全関係道県同様であり、例として福井県に対して送付したもののみを紙媒体で保存していたものである。そのため、青森県を含む他の関係道県に対して総務省が送付した意見照会に係る文書は存在しない。

また、福井県及び青森県から総務省に提出された意見書については、平成28年4月に両県から意見が提出されるまでの間、両県との間で電話でのやり取りを行ったが、これは返答時期の見込みの確認等の事務的なやり取りであり、総務省として記録する必要性はないものと判断したところであるため、総務省として意見書提出以前の電話でのやり取りを記録したメモ等は作成しておらず、存在しない。

なお、福井県及び青森県からの意見書は電子メールによって送付されたものであるが、電子メールそのものは、本文中に保存すべき内容が含まれていなかったことから特段保存せず、添付されていた意見書のみを保存したものである。

したがって、請求人に対して開示を行った行政文書が請求内容に沿った行政文書全てであり、その他の行政文書は存在しない。

2 補充理由説明書

諮問庁としては、当初の理由説明書において、原処分の妥当性について説明したところであるが、以下のとおり説明を補充する。

(1) 理由説明書の(4)イについて

理由説明書の(4)イについては、次のとおり、不開示理由を変更することとした。

本件において対象となった行政文書は、平成23年6月2日に総務省と福井県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要であり、原処分における不開示箇所は、「(福井)県と事業者との連絡調整に関する部分」について福井県担当者が述べた箇所である。

原処分は、福井県及び当時の総務省担当者の意見を踏まえて行ったものであるが、福井県からは、当該不開示箇所について「事業者内部のどのレベルの意見であるか、また、事業者としての考えであるかどうかは不明」であり、「あくまで担当者としてのやりとりの可能性もある事項」が「事業者自体の考えと受け取られかねない」という意味で「不正確な情報」であるとの指摘があり、このことを当時の総務省担当者も否定することはできないとのことであった。また、打合せ当時の福井県と事業者との連絡調整の状況について記載した資料もない。

これらを踏まえると、同月2日の打合せ時点において、当時の総務省担当者が事業者の意思について正確な情報を把握していたか否かは不明であり、状況を正確に表していない可能性がある当該不開示箇所については、記録者による要約が不正確である可能性が否定できない。

他方で、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電所を取り巻く状況は事故以前よりも注視されている状況であり、特に原子力発電所の安全対策や原子力発電所が停止することによる電気料金への影響は広く国民が注視しているところである。そのため、原子力発電所に係る安全対策等に使われ、かつ、総括原価方式により電気消費者の電気料金に影響を与え得る核燃料税に係る情報については、報道等を通じて世間に周知されやすい状況にある。

そのような状況下で、福井県と事業者との連絡調整に関する打合せ段階における不正確な情報が明るみになると、不正確な情報に基づいた報道等がなされ、福井県との連絡調整に係る不正確な情報が世間に周知されることとなり、その結果、事業者内外に対する誤解への対応が生じるおそれや、当該誤解に起因して企業イメージが低下するおそれがあることから、原処分における不開示箇所は、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある情報(法5条2号イ)に該当する。

以上のことから、原処分は結論において適当である。

(2) 不開示とした部分とその具体的箇所について

原処分において不開示とした部分とその具体的箇所については別紙2のとおりである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同月 27日 審議
- ④ 同年 11月 15日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 12月 2日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月 19日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「行政文書開示決定通知書（平成 28 年 4 月 14 日付「総税企 第 40 号」）において、福井県と青森県に関する文書に「要約による不正確な情報」「誤解に基づく記載」が含まれていたことが判明した経緯や調査結果、職員からの聞き取り、両県とのやり取り等がわかる文書、メモ書き、電子メールなどの記録一式」の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書 1 ないし 3 を本件対象文書として特定し、その一部について、法 5 条 1 号、2 号イ、5 号及び 6 号柱書きに該当するとして、不開示としたものである。

これに対し、審査請求人は、福井県及び青森県から総務省に届いていたと想定される電子メール並びに総務省と両県の電話でのやり取りを記録した手書きのメモ書き等の開示とともに、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 文書の特定の妥当性について

(1) 本件開示請求の内容について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 本件開示請求において言及されている「行政文書開示決定通知書（平成 28 年 4 月 14 日付「総税企 第 40 号」）」に係る開示請求は、特定期間における核燃料税の更新について、地方公共団体からの説明を受けた際の打合せ概要と提出を受けた想定問答（集）の開示を求めるものである。

イ 本件開示請求において言及されている「福井県と青森県に関する文書」とは、当該行政文書開示決定通知書において対象文書として特定されたもののうち、「福井県「核燃料税」についての打合せ概要（平成 23 年 6 月 2 日）」及び「青森県「核燃料物質取扱税」についての打合せ概要（平成 23 年 11 月 7 日）」である。

ウ 本件開示請求において言及されている「要約による不正確な情報」及び「誤解に基づく記載」とは、それぞれ当該行政文書開示決定通知書において、上記イの 2 文書における不開示部分（「福井県と事業者との連絡調整に関する部分」及び「青森県の核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分」）に係る不開示理由について述べた記載部

分の一部を引用しているものと思われる。

エ 上記ウの不開示理由を含む「行政文書開示決定通知書（平成28年4月14日付「総税企 第40号」）」に係る開示決定等を行うに当たっては、上記アの関係地方公共団体の意見を参考とするため、関係地方公共団体に対して電子メールを用いて意見照会を行ったことから、本件請求文書に該当するものとして、①総務省から福井県担当者に当該意見照会を行うために送付した電子メールの写し（文書1）及び②①に対する両県からの回答として提出された意見書（不開示を求める部分を示した文書を含む。）（文書2（福井県）及び文書3（青森県））の3文書を特定したものである。

（2）また、当審査会において、諮問庁から「行政文書開示決定通知書（平成28年4月14日付「総税企 第40号」）」の提示を受けて確認したところ、以下のとおりであると認められる。

ア 上記（1）イの2文書における不開示部分のうち、「福井県と事業者との連絡調整に関する部分」に対応する不開示理由として、「福井県においては、・・・（略）・・・、核燃料税の更新に係る事業者と課税団体との連絡調整に関する部分には記録者が要約した内容が含まれており、打合せ段階における不正確な情報が明るみになることで、・・・（略）・・・。」と記載されている。

イ 同じく「青森県の核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分」に対応する不開示理由として、「青森県の使用済核燃料中間貯蔵施設等については、・・・（略）・・・、その対象施設に対する課税の有無の見込みについて言及した部分については、総務省において誤解に基づく記載を行ったおそれが強く、・・・（略）・・・。」と記載されている。

（3）原処分に対し、審査請求人は、具体的には、照会文書である文書1において回答期限が平成28年2月19日とされていたのに対し、福井県及び青森県からの回答がいずれも同年4月となっていたことから、文書1ないし3の外に、総務省の設定した期限までに両県から電子メールが届いていたと想定され、両県との電話でのやり取りを記録した手書きのメモ書き等が残っていれば、開示すべきである旨主張する。

（4）上記（3）の審査請求人の主張について、諮問庁は、福井県及び青森県との間で電話でのやり取りを行ったものの、当該やり取りは回答時期の見込みの確認等の事務的なものであり、総務省として記録する必要性はないものと判断したため、総務省として意見書提出以前の電話でのやり取りを記録したメモ等は作成しておらず、また、両県が意見書を送信した電子メールそのものも、本文中に保存すべき内容が含まれていなかったことから特段保存しなかった旨説明する。

- (5) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、総務省において、外部との電話でのやり取りを記録し保存することを求める規程等はないとのことであり、これに疑いを差し挟むような事情はない。
- そうすると、記録する必要性がないとして、福井県及び青森県との電話のやり取りを記録したメモ等は作成しなかったとする諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえない。
- (6) また、両県が意見書を送信した電子メール本文中に保存すべき内容が含まれていなかったことから、これを保存しなかった旨の諮問庁の説明は、そのこと自体が直ちに不自然、不合理であるとまではいえない。
- (7) さらに、文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、担当部局の書庫、事務室及び共用ドライブ内を探索したが、福井県、青森県等との電話でのやり取りを記録した手書きのメモ書き等に該当する紙文書及び電子データはなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はない。
- (8) 以上によれば、総務省において、総務省の設定した期限までに両県から届いていた電子メール及び福井県、青森県等との電話でのやり取りを記録した手書きのメモ書き等を保有しているとは認められない。
- (9) もっとも、当審査会において、諮問庁から「行政文書開示決定通知書（平成28年4月14日付け総税企第40号）」に係る決裁文書の提示を受けて確認したところ、当該決裁文書の伺い文及びそれに添付されている当該行政文書開示決定通知書の案には、上記（2）で述べた部分を含め、実際に発出された行政文書開示決定通知書と同一の不開示理由が記載されていると認められる。

そうすると、当該決裁文書については、上記の行政文書開示請求につき、上記の不開示理由で一部開示決定する旨の処分庁の意思決定に関するものであることから、当該決裁文書中の上記の不開示理由が記載された部分は、処分庁が、福井県と青森県に関する文書に「要約による不正確な情報」及び「誤解に基づく記載」が含まれていた旨判断した部分であり、本件請求文書に該当すると認められることから、当該決裁文書につき改めて開示決定等をするのが相当である。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書を見分するに、不開示部分は、別紙2のとおり、文書1の3か所（不開示部分①ないし③）、文書2の8か所（不開示部分④ないし⑪）及び文書3の4か所（不開示部分⑫ないし⑮）である。

(1) 不開示部分①ないし③について

ア 諮問庁の説明の要旨

標記の不開示部分は、総務省職員A及び福井県職員Bが、総務省又は福井県からそれぞれ公務上割り当てられているメールアドレスで

ある。

当該メールアドレスは、国の機関又は地方公共団体が行う事務に関する情報であり、一般的に公にされておらず、これらが開示された場合、いたずらや偽計等に使用されることにより、外部との連絡に支障を来すなど、当該職員が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められると判断したものである。（法5条6号柱書き該当）

イ 検討

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該各不開示部分には、総務省担当職員及び福井県担当職員に割り振られたメールアドレスが記載されていると認められる。

(イ) そうすると、当該各不開示部分については、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されることにより、外部との連絡に支障を来すなどのおそれがある旨の諮問庁の説明は首肯でき、当該職員が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示部分④ないし⑥について

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 標記の不開示部分は、「平成23年6月2日に総務省と福井県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要」中、「(福井)県と事業者との連絡調整に関する部分」について福井県担当者が述べた箇所である。

福井県からは、標記の不開示部分について「事業者内部のどのレベルの意見であるか、また、事業者としての考えであるかどうかは不明」であり、「あくまで担当者としてのやりとりの可能性もある事項」が「事業者自体の考えと受け取られかねない」という意味で「不正確な情報」であるとの指摘があり、このことを当時の総務省担当者も否定することはできないとのことであった。また、打合せ当時の福井県と事業者との連絡調整の状況について記載した資料もない。

これらを踏まえると、平成23年6月2日の打合せ時点において、当時の総務省担当者が事業者の意思について正確な情報を把握していたか否かは不明であり、状況を正確に表していない可能性がある当該不開示箇所については、記録者による要約が不正確である可能性が否定できない。

(イ) 他方で、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電所を取り巻く状況は事故以前よりも注視されてい

る状況であり、特に原子力発電所の安全対策や電子力発電所が停止することによる電気料金への影響は広く国民が注視しているところである。そのため、原子力発電所に係る安全対策等に使われ、かつ、総括原価方式により電気消費者の電気料金に影響を与え得る核燃料税に係る情報については、報道等を通じて世間に周知されやすい状況にある。

そのような状況下で、福井県と事業者との連絡調整に関する打合せ段階における不正確な情報が明るみになると、不正確な情報に基づいた報道等がなされ、福井県との連絡調整に係る不正確な情報が世間に周知されることとなり、その結果、事業者内外に対する誤解への対応が生じるおそれや、当該誤解に起因して企業イメージが低下するおそれがあることから、標記の不開示部分は、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当する。

イ 検討

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該各不開示部分には、核燃料税の見直しに関し、総務省職員が福井県の担当者から聞き取った事業者側の考えが要約の上、記載されていると認められる。

(イ) 当該各不開示部分について、諮問庁は、上記ア（ア）のとおり、記録者による要約が不正確である可能性が否定できないなどと説明しているところ、この説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、これを公にすると、不正確な情報に基づいた報道等がなされること等により、当該事業者に対する誤解への対応が生じるおそれや、当該誤解に起因して当該事業者のイメージが低下するおそれがあるなどとする上記ア（イ）の諮問庁の説明は首肯でき、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 不開示部分⑦ないし⑪について

ア 諮問庁の説明の要旨

標記の不開示部分は、「平成23年6月2日に総務省と福井県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要」中、「（福井県に対し）意見書を提出した者の氏名」に係る箇所である。

標記の不開示部分については、個人の氏名が記載された箇所であり、特定の個人を識別することができるものである上、法5条1号イから八までに該当するとも認められないことから、原処分において、不開示と判断したものである。（法5条1号該当）

なお、総務省担当者が作成した打合せ概要に記載された、福井県に

意見書を提出した者の氏名を不開示と判断したことについて、福井県が、当該提出者に謝礼等を支払っていたか否か、意見を基に政策決定をしたか否かは、福井県においては考慮すべき事項であったとしても、総務省は、謝礼等の支払や政策決定の当事者ではないため、考慮すべき事項ではないと考える。

イ 検討

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該各不開示部分には、「鑑定書」及び「意見書」を提出した大学教授及び准教授の氏名(姓)が記載されており、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該「鑑定書」は事業者が、当該「意見書」は福井県がそれぞれ任意に依頼して提出を受けたものであるが、これらについては、事業者においても、福井県においても、提出者の氏名を公にする慣行はないとのことであり、この説明を覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められるので、法6条2項による部分開示の余地もない。

(エ) したがって、当該不開示部分については、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 不開示部分⑫及び⑬について

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 標記の不開示部分は、「平成23年11月7日に総務省と青森県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要で」中、「核燃料物質等取扱税の課税対象施設に関する部分」について青森県担当者が述べた箇所である。

青森県によると、標記の不開示部分について「青森県では未稼働施設を課税対象としておらず、当該施設に係る課税の取扱は今後の検討課題としている。当時の打合せにおいても、飽くまで検討の可能性を伝えていると思われるが、正確なニュアンスで書き込まれていない」とされ、このことを当時の総務省担当者も否定することはできないとのことであった。

これらを踏まえると、平成28年現在においても、青森県として、

未稼働施設の取扱いが決まっていないものを、平成23年当時に、青森県担当者が当該施設に対する課税の有無の見込みについて言及していたとは考えにくく、当時の総務省担当者が誤解に基づいて打合せ概要を作成したおそれが強いと判断したものである。

(イ) 総務省においては、青森県との間で核燃料物質等取扱税の更新に合わせて定期的に打合せを行っており、誤解に基づく記載を行ったおそれが強い箇所を訂正されないまま開示した場合には、今後、青森県との間で率直な意見交換を行うことができなくなるおそれがあると判断したものである。(法5条5号該当)

イ 検討

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該各不開示部分には、核燃料物質等取扱税の見直しに関し、総務省職員が青森県の担当者から聞き取った課税対象施設についての考えの概要が記載されていると認められる。

(イ) 当該各不開示部分について、諮問庁は、上記ア(ア)のとおり、正確なニュアンスで書き込まれていない旨青森県から指摘されており、当時の総務省担当者が誤解に基づいて打合せ概要を作成したおそれが強いなどと説明しているところ、この説明を覆すに足りる事情は認められない。

したがって、こうした記載をそのまま公にすると、核燃料物質等取扱税の見直しに関する青森県の見解や対応姿勢などについて誤解や憶測を招き、総務省が青森県からの信頼を失うおそれがあると認められる。

(ウ) そうすると、当該各不開示部分については、これを公にすると、今後、青森県との間で率直な意見交換を行うことができなくなるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯でき、国の機関及び地方公共団体の相互間における協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 不開示部分⑭及び⑮について

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 標記の不開示部分は、「平成23年11月7日に総務省と青森県との間で行われた法定協議前の事前打合せに係る打合せ概要」中、「施設ごとの税収に関する部分」について青森県担当者が述べた箇所である。

青森県によると、「施設ごとの税収は外部に公表していない」とのことであった。

このことから、公表されていない税務情報は、法的保護に値するものであり、開示してしまうと、納税義務者の納税額が特定され、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、原処分において、不開示と判断したものである。（法5条2号イ該当）

- (イ) 審査請求人によると、「使用済み核燃料の量などはすでに公開されているため、簡単に税額を計算できる」とされているが、青森県の核燃料物質等取扱税における使用済燃料の貯蔵に係る課税標準は、「使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」であり、かつ、平成18年9月27日以前の貯蔵については適用されないことから、公表されている使用済燃料の貯蔵量とは一致せず、正確に税額を計算することは困難であると考えられる。
- (ウ) また、審査請求人によると、平成23年11月30日の青森県議会定例会において、青森県総務部長が施設ごとの税収見込額等を明らかにしているとされている。確かに、当該定例会において、施設ごとの税収見込額として「再処理施設が約二百四十億六千万円」と当該部長が答弁していることが確認できる。しかしながら、再処理施設における課税客体は使用済燃料の「受入れ」と「貯蔵」の2種類であり、その区別については答弁されておらず、本件行政文書について不開示としているのは、施設ごとの税収のうち、再処理施設における使用済燃料の「貯蔵」に係る税収であることから、当該不開示箇所が公表済みの情報とはいえない。

イ 検討

- (ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該各不開示部分には、総務省職員が青森県の担当者から聞き取った青森県の核燃料物質等取扱税の税収のうち再処理施設の使用済燃料の貯蔵に係る税収のおおよその額（不開示部分⑭）及び当該額が青森県の核燃料物質等取扱税の税収に占める割合（不開示部分⑮）が記載されていると認められる。
- (イ) まず、上記ア（ア）の諮問庁の説明については、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、青森県によれば、青森県の核燃料物質等取扱税の税収については、「青森県歳入歳出決算書」等において公表されているが、総額しか公表されていないとのことである。この点については、諮問庁から提示を受けた「青森県歳入歳出決算書」等により当審査会においても確認できるところであり、その外、青森県が核燃料物質等取扱税の施設ごとの税収について外部に公表していない旨の諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められない。

また、上記ア（イ）の、使用済燃料の量等は既に公表されているため税額は簡単に計算できる旨の審査請求人の主張については、当審査会において当該再処理施設を所有する事業者のホームページを確認したところ、確かに使用済燃料の貯蔵量は公表されていると認められるが、他方で、青森県核燃料物質等取扱条例を確認したところ、当該核燃料物質等取扱税の課税標準及び適用については、上記ア（イ）の諮問庁の説明のとおりとされていると認められる。そうすると、公表されている使用済燃料の貯蔵量から正確に税額を計算することは困難である旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

（ウ）さらに、上記ア（ウ）の、平成23年11月30日の青森県議会議定例会において、青森県総務部長が施設ごとの税収見込額等を明らかにしている旨の審査請求人の主張については、当審査会において上記定例会の議事録を確認したところ、青森県総務部長の答弁において、再処理施設における課税客体である使用済燃料の「受入れ」と「貯蔵」の区別についてまでは言及されていないと認められる。

そうすると、本件対象文書について不開示としているのは、施設ごとの税収のうち、再処理施設における使用済燃料の「貯蔵」に係る税収であり、当該不開示箇所が公表済みの情報とはいえない旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

（エ）その外、青森県の核燃料物質等取扱税における再処理施設ごとの使用済燃料の貯蔵に係る税収の額が公にされていることをうかがわせる特段の事情もないところ、不開示部分^⑭については、公表されていない特定法人の税務情報といえ、これを公にすると、納税義務者の納税額が特定され、法人の経営状況等が明らかになり、同業他社との競争関係において不利になるなど、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（オ）また、不開示部分^⑮について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、青森県における核燃料物質等取扱税の税収については総額が公表されている一方、当該再処理施設の設置者は1事業者のみであるとのことであり、これに疑いを差し挟む事情はない。そうすると、これを公にすると、当該事業者の同税の再処理施設の使用済燃料の貯蔵に係る納税額が明らかになるとの諮問庁の説明は、これを覆すに足りる特段の事情も認められず、首肯できる。

（カ）そうすると、不開示部分^⑮についても、不開示部分^⑭と同様の理由から、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する

ものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、総務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、開示決定（「行政文書開示決定通知書」（平成28年4月14日付け総税企第40号））の決裁文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1

本件対象文書

- 文書 1 【総務省】行政文書の開示請求に関する意見について
- 文書 2 情報公開請求に関する意見について（平成 28 年 4 月 福井県）
- 文書 3 提出意見（平成 28 年 4 月 5 日）（青森県）

別紙 2

不開示部分

文書	不開示部分	不開示理由
文書 1	① 開示文書 1 頁目の「差出人」中 5 文字目ないし 25 文字目 ② 開示文書 1 頁目の「宛先」中 2 文字目ないし 29 文字目 ③ 開示文書 1 頁目の「署名欄」の「E-mail」中 1 文字目ないし 21 文字目	法 5 条 6 号 柱書き
文書 2	④ 開示文書 2 頁目の「5 概要」の「(1) 福井県の「核燃料税」について」の「<説明>」の「(福井県)」中 1 ポツ (中黒をいう。以下同じ。) 目の 2 行目の 8 文字目ないし 12 文字目 ⑤ 開示文書 4 頁目の上から 3 つ目の「(総務省)」中 1 ポツ目の 1 行目の 28 文字目ないし 32 文字目 ⑥ 開示文書 5 頁目の「●総務省から福井県に対する要請事項まとめ」中「(4)」の 6 文字目ないし 10 文字目	法 5 条 5 号 (補充理由説明書において法 5 条 2 号イに変更。)
	⑦ 開示文書 5 頁目の上から 4 つ目の「(総務省)」中 1 ポツ目の 1 行目の 4 文字目ないし 5 文字目 ⑧ 開示文書 5 頁目の上から 4 つ目の「(福井県)」中 1 ポツ目の 1 行目の 1 文字目ないし 4 文字目 ⑨ 開示文書 5 頁目の上から 4 つ目の「(福井県)」中 1 ポツ目の 1 行目の 8 文字目ないし 11 文字目 ⑩ 開示文書 5 頁目の「●総務省から福井県に対する要請事項まとめ」中「(7)」の 1 文字目ないし 4 文字目 ⑪ 開示文書 5 頁目の「●総務省から福井県に対する要請事項まとめ」中「(7)」の 8 文字目ないし 11 文字目	法 5 条 1 号
文書 3	⑫ 開示文書 10 頁目の「5 概要」の「【説	法 5 条 5 号

	<p>明】」の「（青森県）」中6ポツ目の2行目の27文字目ないし36文字目，同3行目の1文字目ないし9文字目</p> <p>⑬ 開示文書10頁目の「5 概要」の「【説明】」の「（青森県）」中6ポツ目の4行目17文字目ないし35文字目</p>	
	<p>⑭ 開示文書11頁目の上から4つ目の「（青森県）」中1ポツ目の2行目15文字目ないし18文字目</p> <p>⑮ 開示文書11頁目の上から4つ目の「（青森県）」中1ポツ目の2行目30文字目</p>	<p>法5条2号イ</p>